

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・**延長**・その他）

No	20	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	公害防止用設備（污水・廃液処理施設）に対する課税標準の特例措置の延長（食品製造業）		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する以下の公害防止施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置。 ・特例措置の内容：以下の施設等に係る固定資産税の課税標準の特例について、適用期限を2年間延長する。 污水又は廃液処理施設（特例率：1/3） 		
関係条文	地方税法附則第15条、地方税法施行令附則第11条、地方税法施行規則附則第6条		
減収見込額	（初年度） —（▲25.3）百万円 （平年度） —（▲169.3）百万円 （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>公害防止対策については、昭和40年代に比べて環境基準達成率が改善するなどの成果を収め、公害防止対策先進国として諸外国からも高い評価を得ているところであるが、新たな環境負荷物質の科学的解明等に伴い、今後も対策を講じるべき分野は数多い。また、最近の環境に対する国民の意識の高まりにより、事業者はこれまで以上に高度な公害防止対策を講じる必要性に迫られている。このため、事業者の公害防止施設の設置に対する特例措置を設けることで、事業者の経済的負担を軽減し、公害防止設備の投資促進を図ることにより、事業者の一層の環境負荷物質対策を促進し、産業公害の防止及び良好な生活環境の保全を図る。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>水質分野においては、以下の通り、水質総量規制、排水規制（暫定排水基準の見直し）、地下水汚染防止規制への対応、環境負荷物質に係る新たな知見に基づく環境規制の強化等により、事業者の公害防止設備投資に係る負担も上昇している。このような水質分野における環境規制の強化の動きに対応するため、企業の公害防止設備投資に係る税制上の優遇措置を行うことで、事業者の水質汚濁防止対策に対する取組を支援し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図ることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準（生活環境項目）のうち、有機汚濁の代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）の平成21年度の環境基準達成率は全体で87.6%に留まっており、閉鎖性水域の環境基準達成率については更に低いものとなっている。（河川92.3%、海域79.2%、湖沼50.0%） ・閉鎖性海域については、これまでの6次にわたる水質総量規制により大幅に汚濁負荷量の削減が図られているが、平成23年度中に第7次水質総量規制が実施される予定であり、より厳しい削減目標が設定される見込みである。 ・暫定排水基準の見直しについては、ほう素・ふっ素・硝酸性窒素において28業種中6業種が平成22年7月に一律排水基準に移行される規制強化が行われており、また平成23年度には亜鉛において一律排水基準移行への見直しが行われ、今後も順次見直しが行われていく予定である。 ・平成21年度に1.4-ジオキサン等の環境基準が追加され、平成23年度中に排水基準が設定される見込みであるなど、新たな科学的知見に基づく環境負荷物質の規制強化の動きがある。 ・第177回通常国会において水質汚濁防止法の改正法が成立し、事業者には、地下水汚染未然防止のための構造等に係る基準遵守義務等が課されるため、規制対応のための新たな設備投資需要が生じ得る。 		
本要望に対応する縮減案	なし		
		ページ	20—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 食品産業の持続的な発展。</p>
	政策の達成目標	環境基本法、水質汚濁防止法等に基づく環境基準の達成、環境負荷物質の排出抑制、良好な水環境の保全を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間の適用期限の延長を要望。(平成24年4月1日から平成26年3月31日まで)
	同上の期間中の達成目標	水質分野における環境負荷物質対策の一層の促進を行い、良好な水環境の保全を図る。
有効性	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法に基づく水質の環境基準(BOD、COD等の生活環境項目)の達成率については、概ね上昇傾向を維持してはいるものの、平成21年度は全体で87.6%に留まっており(H19年度:85.8%)、閉鎖性水域の環境基準達成率については更に低いものとなっている。(H22年度:河川92.3%、海域79.2%、湖沼50.0%、H19年度:河川90.0%、海域78.7%、湖沼50.3%) ・水質汚濁防止法に基づく水質総量規制については、これまでの6次にわたる水質総量規制により大幅に汚濁負荷量の削減が図られているが、平成23年度中に第7次水質総量規制が実施される予定であり、より厳しい削減目標が設定される見込みである。 ・暫定排水基準の見直しについては、ほう素・ふっ素・硝酸性窒素において28業種中6業種が平成22年7月に一律排水基準に移行しており、また平成23年度には亜鉛において一律排水基準移行への見直しが行われ、今後も順次見直しが行われていく予定である。 ・平成21年度に1,4-ジオキサンの環境基準が追加され、平成23年度中に排水基準が設定される見込みであるなど、新たな科学的知見に基づく環境負荷物質の規制強化の動きがある。 ・第177回通常国会において水質汚濁防止法の改正法が成立し、事業者には、地下水汚染未然防止のための構造等に係る基準遵守義務等の新たな対策が求められる。
	要望の措置の適用見込み	<p>平成20年度:適用件数559件、減収額251.7百万円</p> <p>平成21年度:適用件数601件、減収額206.9百万円</p> <p>平成22年度:適用件数448件、減収額169.4百万円</p> <p>平成23年度(見込):適用件数440件、減収額169.3百万円</p> <p>※22年度実績より汚水又は廃液処理施設の実績のみ記載。</p>
有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<ul style="list-style-type: none"> ・水質分野の環境基準について、BOD、COD等の生活環境項目については昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったものの、平成21年度の環境基準達成率は87.6%となっており(平成19年度:85.8%)、水質環境の改善に一定の成果を収めてきた。 ・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用業種については、平成13年に合計56業種に適用されていたが、平成22年7月には合計22業種へと減少しており、一律排水基準への移行が暫時行われてきた。 ・以下の通り、水質の総量削減計画によるCOD発生負荷量の低減が図られてきた。 東京湾・・・昭和54年 477トﾝ/日 平成21年 183トﾝ/日 伊勢湾・・・昭和54年 307トﾝ/日 平成21年 158トﾝ/日 瀬戸内海・・・昭和54年 1012トﾝ/日 平成21年 468トﾝ/日 ・平成22年度の適用件数の内訳については、中小企業比率が約9割となっており、大企業・中小企業双方において本税制が適用されている。
	要望の措置の適用見込み	<p>平成20年度:適用件数559件、減収額251.7百万円</p> <p>平成21年度:適用件数601件、減収額206.9百万円</p> <p>平成22年度:適用件数448件、減収額169.4百万円</p> <p>平成23年度(見込):適用件数440件、減収額169.3百万円</p> <p>※22年度実績より汚水又は廃液処理施設の実績のみ記載。</p>

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 事業所税の課税標準の特例措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし。
	要望の措置の妥当性	<p>・ 1960年代以降、環境規制の整備とともに本制度による公害防止用設備の導入支援を講じてきたことにより、事業者による円滑な法令遵守が促され、環境基準の達成率は大幅に改善されてきたところであるが、特に水質に係る環境基準の達成率は未だ改善の余地があり、環境負荷物質に係る新たな知見等を踏まえた第7次水質総量規制の検討、暫定排水規制の見直し、1.4-ジオキサン等の排水基準の設定、改正水濁法に基づく地下水汚染防止対策のための構造等に係る基準遵守義務等、現在も環境規制の強化の動きが続いている。このため、同分野においては引き続き本制度を維持し、事業者の公害防止施設の設置に対する経済的負担を軽減することにより、事業者の自主的な排水対策の強化を支援していくことが適切である。また、公害防止設備投資は事業者にとっては非収益投資であり、環境対策としての外部経済性を有すること、また、事業者は厳しい経済情勢と価格競争の中で事業活動を行っており、公害防止の取組をより加速するインセンティブが必要であることから、事業者の公害防止対策の推進に資する本税制による特例優遇措置は適切であると考えられる。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成20年度：適用件数559件、減収額251.7百万円 平成21年度：適用件数601件、減収額206.9百万円 平成22年度：適用件数448件、減収額169.4百万円 平成23年度（見込）：適用件数440件、減収額169.3百万円 ※22年度実績より污水又は廃液処理施設の実績のみ記載。</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水質分野の環境基準について、BOD、COD等の生活環境項目については昭和50年頃の全体の環境基準達成率は55%程度であったものの、平成21年度の環境基準達成率は87.6%となっており（平成19年度：85.8%）、水質環境の改善が行われてきた。 ・ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用業種については、平成13年に合計56業種に適用されていたが、平成22年7月には合計22業種へと減少しており、一律排水基準への移行が暫時行われてきた。 ・以下の通り、水質の総量削減計画によるCOD発生負荷量の低減が図られてきた。 東京湾・・・昭和54年 477ト/日 平成21年 183ト/日 伊勢湾・・・昭和54年 307ト/日 平成21年 158ト/日 瀬戸内海・・・昭和54年 1012ト/日 平成21年 468ト/日
<p>前回要望時の達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止施設の整備を促進し、各環境負荷物質の環境基準達成率の一層の向上を目指す。
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>別紙参照</p>